

平成28年度（2016年度）

東京藝術大学

大学院映像研究科修士課程 履修案内

- | | | |
|----------|---------------|-------------|
| ◎馬車道校舎 | 横浜市中区本町4-4-4 | |
| ◎万国橋校舎 | 横浜市中区海岸通4-2-3 | 万国橋会議センター3F |
| ◎元町中華街校舎 | 横浜市中区山下町1-1-6 | |

目 次

◎大学院映像研究科（修士課程）履修内規	1
担当教員一覧表	2
教育課程表	
○平成 28 年度入学者	3
○平成 27 年度入学者	6
○平成 25～26 年度入学者	9
◎平成 28 年度学事暦	12
◎平成 28 年度開設科目	13
◎単位及び成績	14
◎学生生活に関すること（横浜校地）	15
緊急時の対応	19
避難経路図	24
避難場所	27
横浜校地緊急連絡先（病院・公共機関等）	28
防災情報・災害時の電話利用	29
◎工作室使用取扱要領	30
◎東京芸術大学大学院学則（抄）	31
◎東京芸術大学大学院映像研究科規則（抄）	38
◎東京芸術大学学位規則(抄)	41

（注意）

この『履修案内』は、平成 28 年度大学院映像研究科を対象に、修得単位・履修方法を説明したものである。特に変更等の指示がない限り、学生はこれに従い、履修計画を立て、修了時まで大切に保管すること。

入学年度が異なる『履修案内』とでは内容が異なるので必ず自分の入学年度の『履修案内』を参考にすること。

なお、履修方法・単位等に変更がある場合は、その都度、掲示等で知らせる。

— 授業時間割 —

時 限	時 間
1 時限	1 0 : 0 0 ～ 1 1 : 3 0
2 時限	1 2 : 3 0 ～ 1 4 : 0 0
3 時限	1 4 : 1 5 ～ 1 5 : 4 5
4 時限	1 6 : 0 0 ～ 1 7 : 3 0

◎大学院映像研究科（修士課程）履修内規

1. 研究分野・領域・指導教員

学生は、大学院に設けられているいずれかの領域に所属し、指導教員の指導を受けるものとする。

- (1) 指導教員は、担当教員一覧表のとおりである。
- (2) 指導教員等の決定は、1年次の初めに、各学生の研究計画に応じ、ガイダンス・面談等により決定する。

2. 履修方法

- (1) 学生は、毎学年始めに教育課程表の定めに従い、所属領域・指導教員の指導を受けて、研究題目及び履修科目を決定し、履修登録を行うものとする。
履修登録は、毎年度始め、指定された期間（学事暦及び掲示等参照）に、その年度に履修する授業科目を教務システムにより登録すること。
- (2) 登録等は定められた期間に本人が行うこと。（やむを得ない理由により、期日までに手続きができない学生は、事前に事務室または研究室へ連絡すること。）
- (3) 登録した授業科目でなければ、単位は修得できない。
- (4) 登録の変更・追加・取消はできない。
- (5) 二重登録（同一授業時間帯に2科目以上登録）をした場合、両科目とも無効とする。
※具体的な方法等については、各研究室からの指導及び掲示等の案内に従うこと。

3. 課程修了の要件及び学位の授与

修士課程に2年以上在学し、各専攻により定められた教育課程表により、所定の単位を修得し、かつ、修士論文又は修士作品の審査及び最終試験に合格しなければならない。

修了した者には、学位：修士（映像）の学位を授与する。

4. 学位審査（修士論文又は修士作品）

- (1) 修士論文又は修士作品（以下「論文等」という。）の審査を受けようとする者は、大学の定める日程に従い、申請・提出・発表等を行わなければならない。
- (2) 論文等の区分は、次のとおりとする。
映画，メディア映像，アニメーション専攻・・・・・・・・・・ 修士論文又は修士作品
- (3) 最終試験は、論文又は作品を中心として、口述試験により行う。

5. その他

3年次への在学延長を希望する学生は、指導教員の承諾を得たうえで、2年次の10月末日までに大学へ届け出るものとする。

◎担当教員一覧表（修士課程）

専攻	研究分野	領域	指導教員
映画	映画表現技術	監督	黒 沢 清 教 授
			諏 訪 敦 彦 教 授
		脚 本	坂 元 裕 二 教 授
		プロデュース	桒 井 省 志 教 授
	映画制作技術	撮 影 照 明	柳 島 克 己 教 授
		美 術	磯 見 俊 裕 教 授
		サウンドデザイン	長 瀧 寛 幸 教 授
		編 集	筒 井 武 文 教 授
メディア映像	創造表現	メディアデザイン	佐 藤 雅 彦 教 授
		メディアアート	畠 山 直 哉 教 授
			高 山 明 准教授
	構 想 設 計	メディア技術	桐 山 孝 司 教 授
		メディア研究	桂 英 史 教 授
アニメーション	研究・理論	研究・理論	布 山 タルト 教 授
	創造表現	企画制作	岡 本 美津子 教 授
		平面アニメーション	山 村 浩 二 教 授
		立体アニメーション	伊 藤 有 壱 教 授

◎教育課程表（修士課程）

【平成28年度入学者】

【映画専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数							
		1年次	2年次	小計	中計	合計					
必修科目 A (演習科目)	映画創造特別演習Ⅰ	4	—	1 0	2 0	3 6					
	映画創造特別演習Ⅱ	—	4								
	国際映画芸術表現研究	2	—								
必修科目 B (講義科目)	映画表現技術論	2	—	1 0			2 0	3 6			
	作品・作家研究	2	—								
	脚本研究	2	—								
	記録映像研究Ⅰ	2	—								
	記録映像研究Ⅱ	—	2								
選択科目 A (分野別ゼミ)	映画表現技術ゼミⅠ	6	—	1 2					2 0	3 6	
	映画表現技術ゼミⅡ	—	6								
	映画制作技術ゼミⅠ	6	—								
	映画制作技術ゼミⅡ	—	6								
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4	2 0						3 6
	現代芸術論	2									
	マンガ論	2									
	写真史・写真論	2									
	メディア表現技法	2									
	映像音楽論	2									
	国際映画文化論	2									
	映画学	2									
	国際映像メディア論	2									

(注) 選択科目 A : 映画表現技術研究分野の学生は、「映画表現技術ゼミ I・II」を履修。

映画制作技術研究分野の学生は、「映画制作技術ゼミ I・II」を履修。

選択科目 B : 写真史・写真論（本年度開講、隔年開講）

【メディア映像専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数				
		1年次	2年次	小計	中計	合計		
必修科目 A (演習科目)	メディアデザイン特別演習	2	—	8	1 6	3 2		
	メディアアート特別演習	2	—					
	メディア技術特別演習	2	—					
	メディア研究特別演習	2	—					
必修科目 B (講義科目)	展示設計論	2		8				
	コミュニケーションデザイン	2						
	作家論作品論	2						
	メディア芸術史	2						
選択科目 A (分野別ゼミ)	創造表現 A ゼミ I	6	—	1 2				
	創造表現 A ゼミ II	—	6					
	創造表現 B ゼミ I	6	—					
	創造表現 B ゼミ II	—	6					
	構想設計 A ゼミ I	6	—					
	構想設計 A ゼミ II	—	6					
	構想設計 B ゼミ I	6	—					
	構想設計 B ゼミ II	—	6					
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4				
	現代芸術論	2						
	マンガ論	2						
	写真史・写真論	2						
	メディア表現技法	2						
	映像音楽論	2						
	国際映画文化論	2						
	映画学	2						
	国際映像メディア論	2						
選択科目 C	国際共同制作演習	2						

(注) 選択科目 A : 所属領域のゼミを履修すること。

創造 A ゼミ (メディアデザイン)、創造 B ゼミ (メディアアート)

構想 A ゼミ (メディア技術)、構想 B ゼミ (メディア研究)

選択科目 B : 写真史・写真論 (本年度開講、隔年開講)

【アニメーション専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	立体アニメーション表現特別演習	2	—	8	1 6	3 2
	アニメーション作品研究特別演習	2	—			
	平面アニメーション表現特別演習	2	—			
	企画開発特別演習	2	—			
必修科目 B (講義科目)	アニメーション構想設計論	2		8		
	アニメーションサウンド論	2				
	アニメーション史	2				
	漫画・映画表現論	2				
選択科目 A (分野別ゼミ)	企画開発ゼミⅠ	6	—	1 2		
	企画開発ゼミⅡ	—	6			
	立体アニメーションゼミⅠ	6	—			
	立体アニメーションゼミⅡ	—	6			
	研究・理論ゼミⅠ	6	—			
	研究・理論ゼミⅡ	—	6			
	平面アニメーションゼミⅠ	6	—			
	平面アニメーションゼミⅡ	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				
	映画学	2				
	国際映像メディア論	2				
	選択科目 C	国際共同制作演習	2			

(注) 選択科目 A：所属領域のゼミを履修すること。

選択科目 B：写真史・写真論（本年度開講、隔年開講）

◎教育課程表（修士課程）

【平成27年度入学者】

【映画専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	映画創造特別演習Ⅰ	4	—	8	18	34
	映画創造特別演習Ⅱ	—	4			
必修科目 B (講義科目)	映画表現技術論	2	—	10		
	作品・作家研究	2	—			
	脚本研究	2	—			
	記録映像研究Ⅰ	2	—			
	記録映像研究Ⅱ	—	2			
選択科目 A (分野別ゼミ)	映画表現技術ゼミⅠ	6	—	12		
	映画表現技術ゼミⅡ	—	6			
	映画制作技術ゼミⅠ	6	—			
	映画制作技術ゼミⅡ	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				
	映画学	2				
	国際映像メディア論	2				

(注) 選択科目 A : 映画表現技術研究分野の学生は、「映画表現技術ゼミ I・II」を履修。

映画制作技術分野の学生は、「映画制作技術ゼミ I・II」を履修。

選択科目 B : 写真史・写真論（本年度開講、隔年開講）

【メディア映像専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数				
		1年次	2年次	小計	中計	合計		
必修科目 A (演習科目)	メディアデザイン特別演習	2	—	8	1 6	3 2		
	メディアアート特別演習	2	—					
	メディア技術特別演習	2	—					
	メディア研究特別演習	2	—					
必修科目 B (講義科目)	展示計画論	2		8				
	展示構成論	2						
	作品メディア構造論	2						
	メディア芸術史	2						
選択科目 A (分野別ゼミ)	創造表現 A ゼミ I	6	—	1 2				
	創造表現 A ゼミ II	—	6					
	創造表現 B ゼミ I	6	—					
	創造表現 B ゼミ II	—	6					
	構想設計 A ゼミ I	6	—					
	構想設計 A ゼミ II	—	6					
	構想設計 B ゼミ I	6	—					
	構想設計 B ゼミ II	—	6					
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4				
	現代芸術論	2						
	マンガ論	2						
	写真史・写真論	2						
	メディア表現技法	2						
	映像音楽論	2						
	国際映画文化論	2						
	映画学	2						
	国際映像メディア論	2						
選択科目 C	国際共同制作演習	2						

(注) 選択科目 A : 所属領域のゼミを履修すること。
 創造 A ゼミ (メディアデザイン)、創造 B ゼミ (メディアアート)
 構想 A ゼミ (メディア技術)、構想 B ゼミ (メディア研究)
 選択科目 B : 写真史・写真論 (本年度開講、隔年開講)

【アニメーション専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	立体アニメーション表現特別演習	2	—	8	1 6	3 2
	アニメーション作品研究特別演習	2	—			
	平面アニメーション表現特別演習	2	—			
	企画開発特別演習	2	—			
必修科目 B (講義科目)	アニメーション構想設計論	2		8		
	アニメーションサウンド論	2				
	アニメーション史	2				
	漫画・映画表現論	2				
選択科目 A (分野別ゼミ)	企画開発ゼミⅠ	6	—	1 2		
	企画開発ゼミⅡ	—	6			
	立体アニメーションゼミⅠ	6	—			
	立体アニメーションゼミⅡ	—	6			
	研究・理論ゼミⅠ	6	—			
	研究・理論ゼミⅡ	—	6			
	平面アニメーションゼミⅠ	6	—			
	平面アニメーションゼミⅡ	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				
	映画学	2				
	国際映像メディア論	2				
	選択科目 C	国際共同制作演習	2			

(注) 選択科目 A：所属領域のゼミを履修すること。

選択科目 B：写真史・写真論（本年度開講、隔年開講）

◎教育課程表（修士課程）

【平成25～26年度入学者】

【映画専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	映画創造特別演習Ⅰ	4	—	8	1 6	3 2
	映画創造特別演習Ⅱ	—	4			
必修科目 B (講義科目)	映画表現技術論	2	—	8		
	作品・作家研究	2	—			
	脚本研究	2	—			
	記録映像研究	2	—			
選択科目 A (分野別ゼミ)	映画表現技術ゼミⅠ	6	—	1 2		
	映画表現技術ゼミⅡ	—	6			
	映画制作技術ゼミⅠ	6	—			
	映画制作技術ゼミⅡ	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				

(注) 選択科目 A : 映画表現技術研究分野の学生は、「映画表現技術ゼミ I・II」を履修。

映画制作技術分野の学生は、「映画制作技術ゼミ I・II」を履修。

選択科目 B : 写真史・写真論（本年度開講、隔年開講）

【メディア映像専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	メディアデザイン特別演習	2	—	8	1 6	3 2
	メディアアート特別演習	2	—			
	メディア技術特別演習	2	—			
	メディア研究特別演習	2	—			
必修科目 B (講義科目)	展示計画論	2		8		
	展示構成論	2				
	作品メディア構造論	2				
	メディア芸術史	2				
選択科目 A (分野別ゼミ)	コンテンツ創造 A ゼミ I	6	—	1 2		
	コンテンツ創造 A ゼミ II	—	6			
	コンテンツ創造 B ゼミ I	6	—			
	コンテンツ創造 B ゼミ II	—	6			
	コンテンツ科学 A ゼミ I	6	—			
	コンテンツ科学 A ゼミ II	—	6			
	コンテンツ科学 B ゼミ I	6	—			
	コンテンツ科学 B ゼミ II	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				

(注) 選択科目 A : 所属領域のゼミを履修すること。
 創造 A ゼミ (メディアデザイン)、創造 B ゼミ (メディアアート)
 科学 A ゼミ (コンテンツウェア開発)、科学 B ゼミ (メディア文化財)
 選択科目 B : 写真史・写真論 (本年度開講、隔年開講)

【アニメーション専攻】

履修区分	授業科目名	履修年次		修得単位数		
		1年次	2年次	小計	中計	合計
必修科目 A (演習科目)	立体アニメーション表現特別演習	2	—	8	1 6	3 2
	アニメーション作品研究特別演習	2	—			
	平面アニメーション表現特別演習	2	—			
	企画開発特別演習	2	—			
必修科目 B (講義科目)	アニメーション構想設計論	2		8		
	アニメーションサウンド論	2				
	アニメーション史	2				
	漫画・映画表現論	2				
選択科目 A (分野別ゼミ)	企画開発ゼミⅠ	6	—	1 2		
	企画開発ゼミⅡ	—	6			
	立体アニメーションゼミⅠ	6	—			
	立体アニメーションゼミⅡ	—	6			
	研究・理論ゼミⅠ	6	—			
	研究・理論ゼミⅡ	—	6			
	平面アニメーションゼミⅠ	6	—			
	平面アニメーションゼミⅡ	—	6			
選択科目 B (講義科目)	物語理論	2		4		
	現代芸術論	2				
	マンガ論	2				
	写真史・写真論	2				
	メディア表現技法	2				
	映像音楽論	2				
	国際映画文化論	2				

(注) 選択科目 A : 所属領域のゼミを履修すること。

選択科目 B : 写真史・写真論 (本年度開講、隔年開講)

2016（平成28）年度大学院映像研究科 学事暦

☆修士・博士共通／◇修士課程対象／◆博士後期課程対象

2016年4月1日現在

月	日	曜	学 事 事 項	備 考
4	2	土	☆日本学生支援機構奨学金申込説明会(13:30～)	音楽学部5号館109号室
	5	火	☆入学式(11:00～) ☆新入生合同オリエンテーション(15:00～)	上野校地奏楽堂 馬車道校舎1Fホール
	6	水	☆前期授業開始 ◇教員との面談期間(～4月15日)	
	上旬		☆前期分授業料免除・徴収猶予申請期間	受付場所：教務係
	13	水	☆前期・通年科目履修登録期間(～4月26日) ※教務システムで登録、後期科目も登録可	馬車道校舎1Fホール
	13	水	☆学生定期健康診断 【男子 10:00～11:30／女子 13:00～15:00】	万国橋会議センター4階
	中旬		☆日本学生支援機構奨学金定期採用申請期間	受付場所：教務係
	22	金	◆博士学位論文審査本審査願提出期限(16:00まで)	
7	上旬		☆後期分授業料免除・徴収猶予申請期間	受付場所：教務係
	26	火	☆前期授業終了	
	27	水	◇集中講義期間(～9月30日)	
8			☆夏期休暇	
9	23	金	☆前期科目成績発表 ※教務システムまたは証明書自動発行機で各自確認	
	下旬		◇学位授与式(予定)	
10	3	月	☆後期授業開始	
	3	月	◇修士学位申請受付期間(～10月14日)	修士修了予定者(2年次以上)
	4	火	☆開学記念日	
	12	水	☆後期科目履修登録期間(～10月25日) ※教務システムで登録	
12	28	水	☆後期授業一時終了	
	29	木	☆冬期休業(～1月3日)	
1	上旬		◇修士学位論文・作品受付期間 H29年度修士・博士入学試験実施期間(～2月下旬)	日程については各専攻で設定
	4	水	☆後期授業再開	
	中旬		◇メディア映像専攻 修士課程修了制作展	Media Practice
			◇メディア映像専攻 修士1年次成果発表	Media Practice
	25	水	◇学年末試験週間(～1月31日)	
	27	金	◆博士学位予備審査願提出期限(16:00まで)	
	31	火	☆後期授業終了	
2	上旬		☆日本学生支援機構第一種奨学金(大学院生対象) 「特に優れた業績による返還免除」申請期間	受付場所：教務係
3	1	水	◇在学生修了認定結果発表	
	上旬		◇アニメーション専攻修了制作展	
			◇映画専攻修了制作展	
	27	月	☆卒業・修了式(11:00～)	上野校地奏楽堂
	28	火	☆後期・通年科目成績発表 ※教務システムまたは証明書自動発行機で各自確認	
	下旬		☆入学料免除・徴収猶予申請期間	受付場所：教務係

注1) 各事項の詳細については、別途、掲示等で案内します。また、日程等が変更になる場合もありますので、必ず各自で確認して下さい。

注2) 休業期間中や入学試験、大学行事で大学構内への立ち入りが禁止(登校禁止)となる場合があります。その都度、掲示等で案内しますので、注意して下さい。

平成28年度 映像研究科開設科目

【映画専攻開設専門科目】

授 業 科 目 名	単位数	履修区分	教 員 名	対象学年	開催期	曜日	時間	備 考
映画創造特別演習Ⅰ	4	必修A	映画専攻専任教員	1	通年	－	－	
映画創造特別演習Ⅱ	4	〃	〃	2	〃	－	－	
国際映画芸術表現研究	2	〃	筒井武文、諏訪敦彦、市山尚三、他ユニット教員	1	集中	－	－	
映画表現技術論	2	必修B	梶井省志、筒井武文	1	通年	－	－	
作品・作家研究	2	〃	黒沢清、諏訪敦彦	1	〃	火	1・2	
脚本研究	2	〃	坂元裕二 他	1	〃	水	3・4	
記録映像研究Ⅰ	2	〃	筒井武文	1	－	－	－	
記録映像研究Ⅱ	2	〃	筒井武文	2	－	－	－	平成28年度より開講
映画表現技術ゼミⅠ	6	選択A	黒沢、諏訪、坂元、梶井	1	通年	※	※	表現技術領域対象 ※授業時間については、担当教員の指示による
映画表現技術ゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	※	※	〃
映画制作技術ゼミⅠ	6	〃	柳島、磯見、長瀧、筒井 (武)	1	〃	※	※	制作技術領域対象 ※授業時間については、担当教員の指示による
映画制作技術ゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	※	※	〃

【メディア映像専攻開設専門科目】

授 業 科 目 名	単位数	履修区分	教 員 名	対象学年	開催期	曜日	時間	備 考
メディアデザイン特別演習	2	必修A	佐藤 雅彦	1	前期	－	－	
メディアアート特別演習	2	〃	畠山直哉、高山明	1	〃	－	－	
メディア技術特別演習	2	〃	桐山 孝司	1	〃	－	－	
メディア研究特別演習	2	〃	桂 英史	1	〃	－	－	
展示設計論	2	必修B	桐山孝司	1・2	〃	水	1	
コミュニケーションデザイン	2	〃	佐藤雅彦	1・2	後期	金	1	
作家論作品論	2	〃	桂、桐山、佐藤、高山、畠山	1・2	前期	木	1	
メディア芸術史	2	〃	桂 英史	1・2	後期	火	1	
創造表現AゼミⅠ	6	選択A	佐藤雅彦	1	通年	－	－	
創造表現AゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	－	－	
創造表現BゼミⅠ	6	〃	畠山直哉、高山明	1	〃	－	－	
創造表現BゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	－	－	
構想設計AゼミⅠ	6	〃	桐山孝司	1	〃	－	－	
構想設計AゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	－	－	
構想設計BゼミⅠ	6	〃	桂 英史	1	〃	－	－	
構想設計BゼミⅡ	6	〃	〃	2	〃	－	－	
国際共同制作演習	2	選択C	桐山 孝司	1・2	集中	－	－	

【アニメーション専攻開設専門科目】

授 業 科 目 名	単位数	履修区分	教 員 名	対象学年	開催期	曜日	時間	備 考
立体アニメーション表現特別演習	2	必修A	伊藤 有壹	1	前期	※	※	※授業時間については、担当教員の指示による
アニメーション作品研究特別演習	2	〃	布山タルト	1	〃	※	※	〃
平面アニメーション表現特別演習	2	〃	山村 浩二	1	〃	※	※	〃
企画開発特別演習	2	〃	岡本美津子	1	〃	※	※	〃
アニメーション構想設計論	2	必修B	山村浩二、伊藤有壹、布山タルト	1・2	通年	－	－	
アニメーションサウンド論	2	〃	岸野 雄一、高山 博	1・2	前期	－	－	
アニメーション史	2	〃	大口孝之	1・2	通年	－	－	
漫画・映画表現論	2	〃	大塚英志、片渕須直	1・2	集中	－	－	
企画開発ゼミⅠ	6	選択A	岡本 美津子	1	後期	－	－	
企画開発ゼミⅡ	6	〃	〃	2	通年	－	－	
立体アニメーションゼミⅠ	6	〃	伊藤 有壹	1	後期	－	－	
立体アニメーションゼミⅡ	6	〃	〃	2	通年	－	－	
研究・理論ゼミⅠ	6	〃	布山タルト	1	後期	－	－	
研究・理論ゼミⅡ	6	〃	〃	2	通年	－	－	
平面アニメーションゼミⅠ	6	〃	山村浩二	1	後期	－	－	
平面アニメーションゼミⅡ	6	〃	〃	2	通年	－	－	
国際共同制作演習	2	選択C	岡本 美津子	1・2	集中	－	－	

【修士課程共通科目】

授 業 科 目 名	単位数	履修区分	教 員 名	対象学年	開催期	曜日	時間	備 考
物語理論	2	選択B	三宅隆太	1・2	前期	月	1・2	
現代芸術論	2	〃	黒瀬陽平	1・2	集中	－	－	
マンガ論	2	〃	椎名ゆかり	1・2	集中	－	－	
写真史・写真論	2	〃	甲斐義明	1・2	集中	－	－	9/12～9/16 ◇隔年開講
メディア表現技法	2	〃	木村 稔、馬場一幸、村上寛光	1・2	前期	火	1	
映像音楽論	2	〃	長瀧寛幸	1・2	前期	木	1	
国際映画文化論	2	〃	キャレン・セバンズ	1・2	集中	－	－	
映画学	2	〃	リビット水田堯	1・2	集中	－	－	
国際映像メディア論	2	〃	南カリフォルニア大学教員	1・2	集中	－	－	

【博士後期課程共通科目】

授 業 科 目 名	単位数	教 員 名	対象学年	開催期	曜日	時間	備 考
映像メディア学特別講義	2	桐山孝司、桂英史、他映像研究科担当教員	1・2・3	前期	水	1	
映像メディア特別研究Ⅰ－A	1	映像研究科担当教員	1	通年	－	－	
映像メディア特別研究Ⅰ－B	1	〃	1	〃	－	－	
映像メディア特別研究Ⅱ－A	1	〃	2	〃	－	－	
映像メディア特別研究Ⅱ－B	1	〃	2	〃	－	－	
映像メディア特別演習Ⅰ－A	1	〃	1	〃	－	－	
映像メディア特別演習Ⅰ－B	1	〃	1	〃	－	－	
映像メディア特別演習Ⅱ－A	1	〃	2	〃	－	－	
映像メディア特別演習Ⅱ－B	1	〃	2	〃	－	－	

◎単位及び成績

1. 単位

本研究科における各授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間以外に必要な学修を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 1 単位に必要な授業時間数

イ) 講義：15 時間

ロ) 演習：15 時間

ハ) 実験、実習及び実技：30 時間

2. 成績

本研究科における各授業科目の成績は、秀・優・良・可及び不可の評価をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

各授業科目は、総授業数の 3 分の 2 以上出席し、その試験（学期末または学年末）に合格することにより所定の単位が授与される。

－評価基準－

秀	優	良	可	不可
100～95	94～80	79～60	59～50	49 以下
As	A	B	C	D

※論文等の学位審査における成績評価も同じ評価をもって表し、可以上を合格とする。

成績発表は、翌年度初め（4 月上旬）に、教務システム又は証明書自動発行機により各自確認すること。

修了者へは修了式（例年 3 月 25 日）の際に、学位記に添えて交付する。

◎学生生活に関すること（横浜校地）

横浜校地における学生に関する業務は、大学院映像研究科教務係（馬車道校舎 1 階）で取り扱う。

1. 大学院映像研究科教務係（馬車道校舎 1 階）

- （1）住所：〒231-0005 横浜市中区本町 4-44
- （2）Tel：045-650-6201／050-5525-2675、2676
- （3）窓口時間：平日（月～金曜日）9:00～12:30／13:30～17:00

2. 学生に関する主な業務内容

- （1）履修、授業計画、試験等、学事に関する業務
- （2）成績管理
- （3）休学、復学、退学等、学生の身分に関する業務
- （4）学位申請、修了認定に関する業務
- （5）学生証、各種証明書、学割証の発行
- （6）各種奨学金の案内・受付
- （7）授業料免除・徴収猶予の案内、受付
- （8）学生募集や入学試験に関すること
- （9）その他

◇厚生関係の業務等、一部業務については大学本部（上野校地）で取りまとめを行っている。従って、問い合わせに対して日時がかかる場合、あるいは学生本人に下記の部署から直接連絡を取る場合がある。

- イ）学生課
- ロ）保健管理センター
- ハ）戦略企画課

◇各専攻における授業運営等の担当は下記の通り。

- イ）映画専攻：映画教育運営室（馬車道校舎）Tel 050-5525-2682
- ロ）メディア映像専攻：メディア映像教員室（元町中華街校舎）Tel 050-5525-2691、2692
- ハ）アニメーション専攻：アニメーション教員室（万国橋校舎）Tel 050-5525-2790

3. 授業料の納入

- （1）授業料は、本学から入学時に提出する『**預金口座振替依頼書**』に基づき、**口座振替により納入**することとなる。
- （2）納入は、前・後期の 2 期に分けて、年額 2 分の 1 ずつでの納入となる。
- （3）**口座振替日は、前期分が 5 月 27 日、後期分が 11 月 28 日。**

4. 学生証

- (1) 本学学生として常に携帯すること。
- (2) 有効期限は修士 2 年間、博士 3 年間。
- (3) 改姓等、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
また、**紛失した場合は、速やかに再発行の手続きを行うこと。**
(再発行には手数料として 2,060 円が必要となり、交付まで 1 週間程度かかる。)
- (4) 本学学生の身分を離れる時は、学生証を必ず返却すること。
- (5) 学生の不正使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分を行う。

◇通学定期券

- イ) 学生証、通学定期乗車券発行控（氏名、住所、通学区間等を記入のこと）を駅の窓口に出し、購入すること。

◇学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- イ) 学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施される制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
- ロ) 学割証の発行は、証明書発行機により即時発行が可能。
※証明書発行機設置場所：馬車道校舎 1F ホール
- ハ) 1 人につき年間 10 枚まで使用でき、発行より 3 ヶ月間有効。
ただし、修了年次の学生は、修了式当日（例年：3 月 25 日）を最終有効期限とします。
- ニ) 学割を利用するときは、常に学生証を携帯してください。
- ホ) 学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となる場合があるので、絶対にしないこと。

5. カードキー

- (1) 横浜校地（馬車道、万国橋、元町中華街校舎）は平日の昼の時間帯以外は、出入口（馬車道校舎通用口、万国橋校舎出入口、元町中華街校舎出入口）が機械警備によりロックされ、大学所定のカードキーが無いと校舎内への入構は出来ない。
- (2) 学生には、この出入口より入構できるカードキーを入学時に貸与する。
- (3) 本学学生の身分を離れる時は、カードキーを必ず返却すること。
- (4) 不正使用（他人への譲渡、学外者への無許可誘導、立入禁止日の入構等）があった場合は、大学として厳しく処分する。
- (5) **紛失した場合は、速やかに事務室へ届け出ること。**
※各校地の防犯上、紛失したカードキーは使用停止の手続きを行う。
※再交付には手数料 1,728 円が必要となる。

6. 各証明書の発行

- (1) 証明書自動発行機で発行が可能な様式
 - イ) 在学証明書
 - ロ) 修了見込証明書（和文、英文）：修了年次のみ発行可能。
 - ハ) 成績証明書（和文、英文）：2年次以上の学生に発行（入学年は不可）
 - ニ) 学割証：1年間で可能な発行枚数は10枚。
 - ホ) 健康診断書証明書：本学での健康診断を受診した者対象。
 - ◇その他通知書等（教務事務システムからの出力も可能）
 - ・成績通知書：2年次以上の学生に発行（入学年は不可）
 - ・履修登録確認表
- (2) 証明書自動発行機
 - イ) 設置場所：馬車道校舎 1F ホール
 - ロ) 稼働時間：平日 9 時～17 時（時間外は機械が停止、作動しない）
 - ハ) 自動発行機の使用に当たっては、ユーザーID のパスワードが必要になる。
- (3) 窓口での発行について
 - イ) 自動発行機の故障など、特殊な事情以外窓口での発行は行わない。
 - ロ) 修了生の証明書については、窓口発行のみ。
- (4) 発行に関する注意事項
 - イ) 厳封希望者は、自動発行機で出力後、証明書を窓口へ持参すること。
 - ロ) 窓口での発行は、和文については申請日の翌日午後、英文については1週間後。
 - ハ) **学生個々の理由（手続きの遅れ、差し迫った必要性）に応じて、証明書を発行することは出来ない**ので、必要な手続きを早めに行い、提出先が設定する提出期限を厳守するように各自心がけること。
 - ホ) 証明書の交付は、本人もしくは保証人に行く。やむを得ず代理人に委任する場合は、必ず委任状を添えること。

7. 各種手続き

各種手続きは、病気、怪我等で来校できない場合を除き、原則として学生本人が所定の様式により願出（届け出る）こと。

身分異動に関する手続きは、必ず学生本人もしくは保証人を行うこと。

- (1) 休学届：病気、怪我の場合は診断書を添付すること。
- (2) 復学届：病気、怪我の理由で休学していた場合は、修学が可能である旨を証明した診断書を添付すること。
- (3) 退学届：受理された後、大学から配布された学生証、カードキー等は必ず返却すること。
- (4) 住所変更・改姓・保証人の変更・保証人の住所変更
「学生・保証人連絡先変更フォーム」により変更してください。
利用方法：①教務システム CampusPlan にログイン
②「学生カルテ＞実習管理」に記載の「Web 申請番号/WAN」を確認
③「メインメニュー」に戻り「お知らせ」欄に記載された URL にアクセス
- (5) **学生証再発行願：手数料（2,060 円）が必要。**
- (6) **入構用セキュリティカード紛失届・再発行願：手数料（1,728 円）が必要。**

8. 車両に関すること

- (1) **自動車の乗り入れは禁止。**いかなる理由であっても、大学校内への自動車の乗り入れを禁止する。
- (2) **自転車は登録が必要。**自転車での通学を希望する場合は、大学へ申し出て、登録手続きをすること。駐輪は、元町中華街校舎内のみとする。

9. その他

- (1) **現金、作品、機材、制作道具等の貴重品は、各自が責任をもって管理し、盗難の防止に努めること。**特に、学生証、セキュリティーカード、キャッシュカードは悪用される恐れがあるので、十分注意すること。
- (2) 教室、制作室、スタジオ等学内において許可無く私物や作品等を置かないこと。
許可無く置かれた物については、紛失・破損等があっても、大学では、一切責任を負わないので注意すること。また、許可無く置かれている物については、撤去・処分することもあるので注意すること。
- (3) 学内で制作、撮影等を行う場合は、大学の許可を得てから行うこと。
また、機器類を操作する場合や重量物を扱う場合等、多少なりとも危険を伴う作業を行う場合には、指導教員、研究室、事務室等の指示に従い、安全管理に十分留意すること。

◇学内においては、火気の無断使用は禁止とする。

◇**学内は禁煙。喫煙は指定された場所のみで行うこと。**

◇タバコの投げ捨て、たき火、花火は厳禁。

◇学内において、事故があった場合、あるいは不審者を発見した場合等は、馬車道校舎では映画教育運営室又は事務室、万国橋校舎ではアニメーション教員室、元町中華街校舎ではメディア映像教員室へ速やかに連絡すること。

◇ゴミの処理については、横浜市ではゴミのリサイクルを推奨しているため、指定されたとおりに分別して出すこと。

避難場所



- 映像研究科の震災時一時避難場所（建物倒壊の危険、津波の危険時）
馬車道校舎（ただし、馬車道校舎の倒壊の危険がない場合。屋上は地上から約12m）
- 横浜市指定地域防災拠点（震災時避難場所・地域医療救援護拠点）
本町小学校（横浜市中区花咲町3-86）
- 横浜市指定広域避難場所（大規模火災等）
横浜公園
山下公園
本牧山頂公園一帯
根岸森林公園
港の見える丘公園
根岸住宅地区
紅葉ヶ丘一帯（西区）
野毛山公園（西区）
みなとみらい臨港パーク一帯（西区）

横浜校地緊急連絡先(病院、公共機関等)

- 火災・救急車
- 事故・盗難等
- 津波等・海難事故

消防署 119番
警察署 110番
海上保安庁 118番

連 絡 先 名	住 所	電話番号
東京芸術大学本部（総務課）	台東区上野公園 1 2 - 8	050-5525-2013
大学院映像研究科事務室	横浜市中区本町 4 - 4 4	050-5525-2673
〃 映画教育運営室	〃	050-5525-2682
〃 管理室兼照明機材庫	横浜市中区山下町 1 1 6	050-5525-2690
〃 メディア映像専攻	〃	050-5525-2694
〃 アニメーション専攻	横浜市中区海岸通 4 - 2 3 万国橋会議センター 3 F	050-5525-2790
万国橋会議センター	横浜市中区海岸通 4 - 2 3	045-212-1034
横浜建築事務所	横浜市中区北仲通 4 - 4 5 松島ビル	045-201-9870
加賀町警察署 （馬車道校舎、万国橋校舎管轄）	横浜市中区山下町 2 0 3	045-641-0110
中消防署	横浜市中区山吹町 2 - 2	045-251-0119
社会保険横浜中央病院	横浜市中区山下町 2 6 8	045-641-1921
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3 - 1 2 - 1	045-628-6100
桜木町夜間急病センター（夜間）	横浜市中区桜木町 1 - 1	045-212-3535
中区休日急患診療所（休日）	横浜市中区本牧町 2 - 3 5 3	045-201-7737
歯科保健医療センター（休日・夜間）	横浜市中区相生 6 - 1 0 7	045-201-7737
馬車道内科クリニック（内科）	横浜市中区本町 4 - 3 8 横浜本町ビル 1F	045-222-1222
関内クリニック（内科）	横浜市中区本町 4 - 4 3 セボン関内第 2 ビル 3F	045-201-7676
馬車道クリニック（外科・内科）	横浜市中区常盤町 5 - 5 6	045-681-1106
秋山眼科医院	横浜市中区尾上町 3 - 2 8 横浜国際ビル 4F	045-641-9361
よしずみ耳鼻科クリニック	横浜市中区本町 3 - 2 4 - 3 エルドシック横浜 2F	045-663-6187
関内メンタルクリニック	横浜市中区扇町 1 - 1 - 2 5 キンガビル 7F	045-664-7000
横浜市役所（代表）	横浜市中区港町 1 - 1	045-671-2121
→ 横浜市消防局危機管理課		045-671-2171
LP ガス(株式会社みなとガス)	横浜市戸塚区上矢部町 1 9 7 4 - 5	0120-089-371

防災情報・災害時の電話利用

- 横浜市防災情報（P C）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/weather/top/>

- 横浜市防災情報（携帯電話）

<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>



- 横浜市防災情報Eメール配信サービス登録方法

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/topics/20topics/bousaijyouhou080909.html>

- 内閣府防災担当ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/>

- 災害時の電話利用方法（（社）電気通信事業者協会）

<http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>

- 携帯電話による災害用伝言板利用案内

NTT ドコモをご利用の方

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>

au をご利用の方

<http://www.au.kddi.com/notice/dengon/index.html>

ソフトバンクモバイルをご利用の方

<http://mb.softbank.jp/scripts/japanese/information/dengon/index.jsp>

イー・モバイルをご利用の方

<http://emobile.jp/service/option1.html#saigai>

ウィルコムをご利用の方

<http://www.willcom-inc.com/ja/info/dengon/index.html>

工作室使用取扱要領

平成21年9月10日
教授会承認

工作室を利用するに当たり以下のルールを厳守すること。守れない場合は使用ができません。

1. 工作室を利用する上での諸注意，安全面には十分配慮し，自分自身のみならず他人も傷つけない様，最大限の注意を払い責任を持って利用すること。
2. 工作室の使用は，工作機械の取扱い方について，指導を受けた者に限る。
3. 工作室の利用時間
 - ①大学の授業期間 年間学事暦による。
 - ②原則として 月曜日～金曜日 10時30分～18時00分
この時間以外での工作室自体の利用は可能だが，必ず複数人で利用することとし，その際に工作機械（パネルソー，真空形成機など）や刃物類の使用は認めない。
また，授業期間外での事故は保険の対象外となるので注意すること。
4. 安全に関わる項目
 - ①工作作業を行う場合は作業服を着用し，衣服などが機械に巻き込まれないように注意すること。
かかとの高い靴やサンダルでの作業は禁止。
 - ②機械を作動したまま別の作業をしたり，その場を離れたりしないこと。
 - ③長時間にわたって機械の連続使用は心身ともに疲労し危険を伴うため行わないこと。また，作業中に適度な休憩を必ずとること。
 - ④わからないことがある時や，危険な作業を伴うと少しでも感じるときは，勝手に作業せず，必ずメディア映像専攻助教等の指示を仰ぐこと。
5. 作業に関わる項目
 - ①大型工作機械（パネルソー，真空形成機）の利用はメディア専攻教員室に申請して利用する。ブレーカーボックスに施錠がしてあるので申請しないと利用できない。
利用可能時間 月曜日～金曜日 10時30分～18時00分
メディア映像専攻助教等が不在の場合，使用不可
 - ②作業終了30分前には，利用した機械や机とその周辺は必ず清掃すること。
 - ③常に整理整頓を心がけ，利用した工具類は所定の場所に返却すること。
 - ④大学には実験用排水などが無いので，ペンキ等の特殊な液体，塗料などは一切，排水出来ません。
 - ⑤工作室の水道下にある白いタンクを使い，汚れた水は，校舎外の排水タンクに捨ててください。
6. 工具類の利用に関わる項目
基本的には，工作室内で利用することを前提とする。
映画専攻，アニメーション専攻の学生は各専攻で用意した工具類を使用すること。
工作室より持ち出しは不可。
メディア映像専攻の学生は，状況により新港校舎内（ギャラリーなどで）であれば工作室より持ち出して，利用することを認めるが，その際，必ず「工具類利用確認書」に必要事項を記入し利用すること。学外への持ち出しは一切認めない。
7. 工具類利用確認書
工作室より持ち出したものは小さな物でも全て記入すること。
使用した機材は，必ず元の場所に返却し，返却日を記入すること。
記入なしで持ち出して使用した場合や未返却，返却不備などが発覚した場合，ペナルティを課す。
8. その他
材料や消耗品（釘，ボンド，ペンキなど）は各自で用意すること。
機械や工具を破損させた場合は，学生の負担による修理となる。

○東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4 月28日

最近改正 平成28年 3 月24日

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

（3）映像研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
	専 攻 名	専 攻 名
映 像 研 究 科	映 画 専 攻 メ デ ィ ア 映 像 専 攻 ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻	映像メディア学専攻

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	専 攻 名	入学定員	収容定員	専 攻 名	入学定員	収容定員
映像研究科	映 画 専 攻	32	64	映 像 メ デ ィ ア 学 専 攻	3	9
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	16	32			
	ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻	16	32			
	計	64	128			

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講義	演習	実験、 実習及び 実技	一の授業科目について、講義、 演習、実験、実習及び実技のうち 二以上の併用により行う場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせ て行う授業科目の場合は、それ ぞれの授業時間数をx、yとす ると、 $ax+by$ (a: 1単位の授業科目 を構成する内容の学修に必要と される時間数の標準である45時 間を該当する左記の時間数で除 して得た数値、b: 同じく45時間 を該当する左記の時間数で除し て得た数値)が45となるようにx 及びyの時間を定める。3つ以上 の授業の方法を組み合わせる行
音楽研究科	15	15又は30	30	

映像研究科	15	15	30	う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
国際芸術創造研究科	15	15	30	

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）が認めた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、

大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文(研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。)を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学(編入学及び再入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、学長に届け出て、更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に届け出て、復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて学長に届け出て、退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に届け出て、留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 行方不明の者

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する

者から申出があつた場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

（入学料の免除及び徴収猶予）

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

（授業料の免除）

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等の還付）

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

（表彰）

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

（懲戒）

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

（1）性行不良の者

（2）学力劣等の者

（3）正当の理由なく出席常でない者

（4）本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

○東京藝術大学大学院映像研究科規則（抄）

制 定 平成17年4月1日

最近改正 平成27年3月26日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条第3項の規定に基づき、東京藝術大学大学院映像研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条の2 研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要とされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第2条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻）

第3条 修士課程の専攻は、映画専攻、メディア映像専攻及びアニメーション専攻とする。

2 博士後期課程の専攻は、映像メディア学専攻とする。

（指導教員）

第4条 研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（成績評価基準等）

第5条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第6条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第7条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院映像研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院映像研究科（博士後期課程）履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

第2章 修士課程

(履修方法)

第8条 学生は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、32単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

(履修届及び研究計画の届出)

第9条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第10条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第11条 修士論文又は研究作品（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに32単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第12条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 事情により論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の審議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第13条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第14条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第15条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告に

よって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

- 2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。
(博士論文等の提出)

第16条 博士論文及び研究作品（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時までに10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
(博士論文等の審査及び試験)

第17条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

- 2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の審議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

別表（第5条関係）

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

○東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4 月28日

最近改正 平成28年 3 月24日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

（2）修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
映像研究科	全専攻	修士（映像）	Master of Film and New Media Studies

（3）博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
映像研究科	映像メディア学専攻	映像メディア研究領域		博士（映像）または博士（学術）	Doctor of Philosophy

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しく

は特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。)の審査を願い出ようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(博士課程学生の博士論文等審査の願出)

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等(以下「学位論文等」という。)の提出があった場合は、研究科委員会(映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。)にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の審査)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。